

# ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

## 第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、びしんインターネットバンキングサービスの利用に際し、当金庫所定の方法により生成、表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより、お客様本人の認証を行うサービスをいいます。

## 第2条 利用資格

本サービスの利用者は、びしんインターネットバンキングサービスをご契約のお客様に限ります。

## 第3条 利用申込み及び利用開始

### 1. ワンタイムパスワード生成・表示

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成、表示する機能（以下「トークン」といいます。）が必要です。トークンは「ソフトウェアトークン」を利用するものとします。

### 2. ソフトウェアトークン

当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式で、お客様はアプリをパーソナルコンピュータ、スマートフォン（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させて使用します。

### 3. 利用申込み及び利用開始

本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインした上で、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「トークンID」及び「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫が保有するトークンID及びワンタイムパスワードと各々一致した場合は、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

## 第4条 本サービスの利用

本サービスの利用開始後は、びしんインターネットバンキングサービスの利用に際し、当金庫はびしんインターネットバンキングサービス利用規定第1条第1項に規定される取引についてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合、お客様はワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。

当金庫が確認し、ワンタイムパスワードが当金庫保有のワンタイムパスワードと一致した場合は、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

## 第5条 トークンの利用期限

### 1. ソフトウェアトークンの利用期限はありません。

### 2. 前項にかかわらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末について、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなった場合は、ソフトウェアトークンは使用できなくなります。

この場合、お客様は責任をもって端末からアプリを完全に消去し、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始登録を行います。

## 第6条 トークンの紛失及び盗難

1. お客様は、ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。当金庫は、この届出を受けたときは、直ちに本サービスの利用停止等の措置を講じます。
2. 前記1. の場合、お客様は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がソフトウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合は、お客様にアプリをダウンロードしていただくことによりソフトウェアトークンを再発行します。
3. 前記2. によりソフトウェアトークンの再発行を行った場合は、お客様は第3条の利用開始登録を行ってください。

## 第7条 免責事項等

1. ワンタイムパスワード及びソフトウェアトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理し、第三者に開示することはできません。ワンタイムパスワード及びソフトウェアトークンの管理についてお客様に損害が生じた場合は、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き当金庫は一切責任を負いません。
2. ワンタイムパスワード及びソフトウェアトークンにつき偽造、変造、盗用又は不正使用その他のおそれがある場合は、お客様は当金庫に直ちにワンタイムパスワードの利用中止及びソフトウェアトークンの再発行を依頼してください。なお、ワンタイムパスワード及びソフトウェアトークンにつき偽造、変造、盗用又は不正使用その他の事故があり、お客様に損害が生じた場合は、当金庫に責めがある場合を除き当金庫は一切責任を負いません。
3. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。なお、お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合は、当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。
4. ソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引が遅延又は不能となり、それにより損害が生じた場合は、当金庫に責めがある場合を除き当金庫は一切責任を負いません。

## 第8条 本サービスの解約等

1. 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で通知によりいつでも解約することができます。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によります。
2. お客様が当金庫との取引約定に違反したなど、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでもお客様に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができます。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は本サービスの利用停止を解除することができます。
3. 前記1. から2. の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合は、当金庫は本利用規定及び関係法令に従い、当該取引について手続を行います。

## 第9条 譲渡・質入の禁止

お客様は、ソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾その他の権利を設定したり、使用させたりすることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者及び販売元が定める使用条件を遵守の上で使用します。

#### **第10条 規定等の準用**

本契約に定めのない事項については、びしんインターネットバンキングサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定、当座勘定規定及び当座勘定貸越約定書により取り扱います。

#### **第11条 規定の変更等**

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2020年4月1日 改定